



長野労発基 1202 第 2 号
令和 4 年 12 月 2 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部 支部長 殿

厚生労働省長野労働局長
(公 印 省 略)

冬季における労働災害防止対策の徹底について（要請）
～転ばぬ先の「靴選び」と「凍結防止」を～

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県内における休業 4 日以上の労働災害については死傷者数を月別で見ますと、特に 12 月と 1 月が他の月と比べて多発する傾向となっています。特に 1 月は、通勤災害を除いても、転倒による労働災害が全体の約 4 割を占めるまでに突出して増加し、転倒災害発生リスクは 3 月から 11 月平均の 2.4 倍と、冬季の積雪や凍結等が原因と見られる災害の発生が目立ちます（別紙参照）。

また、冬季特有の労働災害として、除雪作業中における屋根等からの墜落・転落や除雪機等へのさまれ・巻き込まれ等によって死亡災害や障害の残る重篤な災害も発生しているところであり、本年 1、2 月には 2 名の方の尊い命が失われました。

こうしたことから、長野労働局では、これまで「冬季における労働災害防止対策について」（最終改正：令和 2 年 10 月 28 日付け長野労基発 1028 第 1 号）により、県内各事業場における冬季労働災害の防止について指導及び啓発を行っており、本年は『転ばぬ先の「靴選び」と「凍結防止」を』をスローガンに対策実施を呼び掛けることにしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、各事業場において下記事項の確実な取り組みが行われますよう、傘下会員その他の関係者への周知について特段のご配慮をお願い申し上げます。

周知に際しましては、同封の関係パンフレット等を掲載している長野労働局ホームページ「冬季労働災害防止特設コーナー」を合わせて周知いただくようお願い申し上げます。

記

- 1 転倒災害の防止を図ること。（例：凍結防止、滑りにくい靴）
- 2 交通事故の防止を図ること。（例：冬用タイヤの早めの装着・摩耗状態の点検）
- 3 除雪時等の災害防止を図ること。（例：屋根上での雪下ろし作業での墜落制止用器具の使用）
- 4 その他、換気の悪い場所における一酸化炭素中毒の防止など、各職場の状況に応じて必要な冬季労働災害防止を図ること。

長野労働局 HP 「冬季労働災害防止特設コーナー」

「冬季労働災害防止コーナー」で検索、または右の QR コード参照



近年の冬季における労働災害の状況

月別の労働災害発生状況（過去5年間合計）

※令和4年10月31日までに把握した労働者死傷病報告調べ。
※死亡又は休業4日以上の労働災害（単位：人）
※平成29年4月1日～令和4年3月31日発生

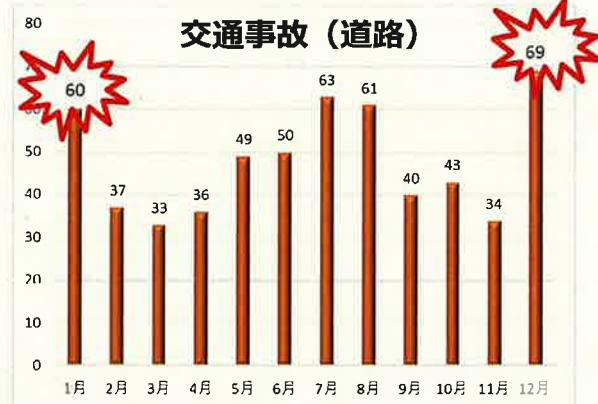


直近5年間の長野県内における休業4日以上の労働災害による死傷者数について、月別で見ますと12月と1月のみが1,000人超と、他の月と比べて労働災害が多発しています。

特に1月は、転倒による労働災害が全体の約4割を占めるまでに突出して増加し、転倒災害発生リスクは3月から11月平均の2.4倍と、冬季の積雪や凍結等が原因と見られる災害の発生が目立ちます。

また、令和4年1、2月には2名の方が冬季特有の労働災害により命を落としました。

※死傷者数はいずれも新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く



冬季労働災害による死亡事例（H29.4.1～R4.3.31）

平成30年 ビルメンテナンス業	業務を終え、事務所に戻るため、自家用車を運転していたところ、対向車線で圧雪状態の路面でスリップした車に正面衝突され死亡。
平成30年 その他の医療保健業	出張先から事務所に戻るため、社用車を運転し、高速道路を走行していたところ、トンネル内で凍結によりスリップして横転していたトラックに追突し死亡。
平成30年 その他の土木工事	工事現場での作業を終え、社用車で事業場に戻る途中、道路が圧雪されていたため社用車がスリップし、対向車線を走行してきた中型トラックと衝突し、同乗していた3名中、後部座席に座っていた1名が死亡。
平成30年 トンネル建設工事業	現場付近の通路の除雪を行っていたところ、雪崩に巻き込まれ死亡。
平成31年 軌道業	冬期の山頂部スキーゲレンデで看板設置作業中、最大斜度35度のゲレンデを約240メートル滑落し、看板に激突し死亡。
令和3年 一般貨物自動車運送業	大型タンクローリーを運転中、路面の凍結によりスリップした対向車に正面衝突され死亡。
令和3年 その他の土木工事業	除雪車により除雪作業中、ロータリーオガのピンが破断したため、その交換作業を行っていたところ、当該除雪車が後進し、路面から脱輪して法面下に横転し、その下敷きとなり死亡。
令和4年 旅館業	建物屋根の雨水、雪解け水を排水するための水路にできた氷柱（長さ約3～4m。以下「つらら」という。）をハンマーで叩いて撤去していたところ、崩れたつららの下敷きとなり死亡。
令和4年 その他の卸売業	工場屋根に積もった雪が垂れ下がって、大きな雪庇（せっぴ）ができ、建築物の一部を損壊するおそれがあったため、被災者は、雪庇を落とす準備作業を行っていたところ、雪庇が落下し、その下敷きになり死亡。